

「家族の日 家族の週間」、「さんきゅうパパプロジェクト」及び
「子育て支援パスポート事業」に係るロゴマーク使用要領

平成30年10月1日

内閣府子ども・子育て本部統括官決定

(趣旨)

第1 内閣府では、「少子化社会対策大綱」(平成27年3月20日閣議決定)に基づき、結婚、妊娠、子供・子育てに温かい社会づくりに向けた少子化対策を進めることにより、社会の人々の暮らしがどのように変わるのか等について、分かりやすく国民に情報発信を行い、少子化対策への国民の理解促進を図っています。

このため、「家族の日」「家族の週間」、「さんきゅうパパプロジェクト」や「子育て支援パスポート事業」に係るロゴマーク(以下、「ロゴマーク」という。)を作成し、行政による支援の充実に加え、結婚、妊娠、子供・子育てを大切にするという意識が社会全体で深く共有され、より前向きに考えられるようになる社会の実現に向けて、社会全体で取組を推進していくこととしています。

この要領は、ロゴマークの適正使用のため、使用基準を定めるものです。

(図柄等)

第2

- 1 ロゴマークのデザインは、別図のとおりとします。
- 2 ロゴマークの使用に当たっては、内閣府が別に定める「ロゴマークマニュアル」に従ってください。
 - (1) 家族の日 家族の週間ロゴマークマニュアル(2012年9月版)
 - (2) さんきゅうパパプロジェクトロゴマークマニュアル(2015年7月版)
 - (3) 「子育て支援パスポート事業」の全国共通ロゴマークマニュアル(2015年11月版)

(使用許可の申請及び許可)

第3

- 1 ロゴマークは、結婚、妊娠、子供・子育てに温かい社会の実現を目指す活動であり、以下(1)～(3)に掲げるものについて、使用することができるものとします。
 - (1) 多様な家庭や家族の形態があることを踏まえつつ、「家族の日」や「家族の週間」において、広報・啓発を展開し、家族や地域の大切さ等について理解促進を図る活動に該当する場合は、家族の日 家族の週間ロゴマーク
 - (2) 配偶者の出産時や出産後に年次有給休暇の取得を希望する男性が、取得しやすい環境整備を進める活動に該当する場合は、さんきゅうパパプロジェクトロゴマーク
 - (3) 地方自治体、商店街、企業等が連携する等してそれぞれの地域ごとに行われ

ている「子育て支援パスポート事業」について、一層の普及とともに、全国への展開、協賛店舗の拡充、サービス内容の充実を図る活動に該当する場合は、「子育て支援

て支援パスポート事業」の全国共通ロゴマーク

- 2 ロゴマークの使用許可を受けようとする方（以下「申請者」という。）は、「別添様式」により、担当する内閣府子ども・子育て本部少子化対策担当参事官（以下「担当参事官」という。）宛てにロゴマークを使用する15営業日前までに申請書を提出してください。
- 3 担当参事官は、申請内容を審査の上、1に掲げるものと認められる申請についてロゴマークの使用を許可し、ロゴマーク使用許可証を申請者に発行します。
- 4 ロゴマークの使用に当たって、必要に応じ条件を付けさせていただくことがあります。ロゴマークの使用許可を受けた者が、本要領に違反した場合には、担当参事官は使用許可の取消等の措置を取らせていただくことがあります。

（使用許可の申請の除外）

第4 少子化対策、子供・子育て支援施策を実施する関係府省及び地方自治体並びに内閣府子ども・子育て本部が少子化に対する取組、結婚、妊娠、出産や子育てに関する取組への協力を依頼した団体等において、ロゴマークの目的に沿った使用を行う場合には、使用許可の申請の手続を省略することができます。

（ロゴマークの表示条件）

第5

- 1 ロゴマークは、結婚、妊娠、子ども・子育てに温かい社会の実現を目指すキャンペーンやイベント、ワークショップなどのポスター、チラシ、パンフレット、WEBサイト等に表示することができます。
- 2 また、前号のほかロゴマークは、「家族の日」「家族の週間」、「さんきゅうパパプロジェクト」及び「子育て支援パスポート事業」の理解促進を図るキャンペーンやイベント、ワークショップなどのポスター、チラシ、パンフレット、WEBサイト等に表示することができます。
- 3 ロゴマークは、個別の商品、企業・団体等が提供するサービス及びその他の企業・団体等の活動の内容を保証するもの又は保証すると誤認させるものとして使用することはできません。

（ロゴマークの使用料）

第6 ロゴマークの使用に係る対価は、徴収しません。

（使用者の義務）

第7

- 1 ロゴマークの使用が終了した場合、ロゴマークの使用状況等について、速やかに申請者から行事等の実施内容、収支決算、その他必要な事項を記載した結果報

告書を担当参事官宛てに報告してください。

なお、継続的にロゴマークを使用する場合は、使用者は、使用承認の有効期間中毎年度、4月1日から翌年3月31日までの使用実績を取りまとめ、当該年度の翌年度の4月末日までに担当参事官に報告して下さい。

- 2 使用者は、ロゴマークの機能を損ない、又は権利の喪失を招くことのないように努めてください。
- 3 使用者が、ロゴマークを使用した取組に関し、第三者に損害を与えた場合には、全責任を負っていただきます。
なお、ロゴマークの使用に関するクレーム等に対し、内閣府は一切その責任を負いません。
- 4 ロゴマークを使用した印刷物等を作成する場合は、完成した印刷物等を内閣府に1部提出してください。
- 5 提出した使用申請書に記載した申請内容に変更が生じた場合は、速やかにその変更内容を書面にて担当参事官宛てに報告してください。

(ロゴマークの不正使用の禁止)

第8 ロゴマークは、次のような場合には使用できません。

- 1 第三者に使用させること。
- 2 特定の政治、思想、宗教、募金の活動に使用すること。
- 3 公序良俗に反するものに使用すること。
- 4 法令・規則などに違反するものに使用すること。
- 5 本要領及びロゴマークマニュアルに反して使用すること。
- 6 不当利益をあげることが目的とすること。
- 7 特定の個人又は団体の売名に利用すること。
- 8 特定の商品・サービス等の品質・機能・価格等を担保・証明するものとして使用すること。
- 9 ロゴマークを主題（モチーフ）とした商品を作成し販売すること。

(使用許可の取消し)

第9

- 1 ロゴマークが、本要領及びロゴマークマニュアルに反して使用されたとき又は使用される恐れがあるときは、直ちに許可を取り消すこととします。
また、使用者が、本事業の趣旨に反するような行為並びに法令及び公序良俗に反する行為を行ったと内閣府が認めた場合は、企業名・団体名などの公表、訴訟等の措置を講ずることとします。
- 2 許可を取り消された者は、許可取消通知日以降、当該許可に係る一切の使用、配布、掲示、販売、提供等をしてはいけません。
- 3 許可の取消しにより生じた損害は、当該許可を取り消された者の責任により処理していただきます。
- 4 担当参事官は、必要と認めた場合には、使用者に対し、期限を定めて、ロゴマ

ークの使用を終了する旨、指示させていただきますので、当該指示に従ってください。

(本要領の解釈その他の疑義)

第10 本要領の解釈及びその他の疑義が生じた時は、内閣府子ども・子育て本部統括官が決定することとします。

附則

- 1 この要領は、平成30年10月1日から施行します。
- 2 「家族の日」「家族の週間」ロゴマーク使用要領(平成24年10月16日内閣府子ども若者・子育て施策総合推進室長決定)及び「さんきゅうパパプロジェクト」ロゴマーク使用規約(平成27年10月8日内閣府子ども・子育て本部決定)は、廃止とします。

問い合わせ先

〒100-8914

東京都千代田区永田町1-6-1 中央合同庁舎第8号館

電話 03-6257-3090(直通)

内閣府子ども・子育て本部少子化対策担当

(別添様式)

ロゴマーク使用申請書

令和 年 月 日

内閣府子ども・子育て本部少子化対策担当参事官 殿

申請者 印

(所在地)

(名称)

(代表者氏名)

印

(担当者氏名)

(連絡先電話)

ロゴマークの使用にあたり、ロゴマーク使用要領及びロゴマークマニュアルに同意のうえ、下記のとおり申請するとともに、「使用者の義務」及び「ロゴマークの不正使用の禁止」について遵守します。

記

1. 使用予定ロゴマーク（該当箇所にチェック☑をしてください。）（複数選択不可）
- 「家族の日」「家族の週間」ロゴマーク
 - 「さんきゅうパパプロジェクト」ロゴマーク
 - 「子育て支援パスポート」ロゴマーク

2. 取組の名称

3. 取組の概要

4. 使用期間

令和	年	月	日	～	令和	年	月	日
----	---	---	---	---	----	---	---	---

5. 使用企業等（所在地、店舗名等）

(1) 使用企業	
(2) 所在地	
(3) 店舗・部署等	

6. 内閣府が使用状況を公表する場合、貴社名等の公表の希望の有無

有り 無し （該当箇所にチェック☑をしてください。）

公表の希望を無しとする理由

(理由)

7. 本件問合せ先

(1) 所在地	〒
(2) 部署名	
(3) 担当者名	
(4) 電話	
(5) メール	

※ 添付資料

<ul style="list-style-type: none">・ 上記様式に記載の内容を補足する資料。（企画書、参加チラシ等）・ 申請者が法人・団体である場合は、定款・約款、寄付行為、役員名簿、事業報告等。・ 想定するロゴマークの使用状況が確認できる図案、写真等
--